

10月19日
感想

「和解10周年記念集会」に参加して

田浪 亜央江

何の縁故もなかった広島に移り住んで3年目。中国人強制労働の現場だった発電所がこの地にあることを知り、気にしつつも時間が流れるままだったが、ようやく訪問する機会を得たのが今年の5月だ。案内してくださった川原洋子さんのおかげで、想像していたよりもはるかにリアルに当時の状況を思い描きただけでなく、裁判や和解に至るまでのプロセスや和解事業の中身などを伺い、文字通り蒙を啓かされた。花岡については和解が成立したこと、他にも和解のケースがあることをそれまで何となく認識していた程度で、恥ずかしながらようやく西松建設との和解事例が具体的に結びついた次第だ。安野訪問のさい最初に立ち寄った記念碑自体が和解事業の果実の一つであり、遅れて来た私のような者もそこを学びの出発点とすることが出来る。和解から10年。そこに至る実態解明と西松との交渉、そして裁判の17年。その年月を3時間のプログラムに凝縮した「和解10周年記念集会」は開始前から満席で、会場は静かな熱気に溢れていた。

冒頭の内田雅敏弁護士の、わずか40分のお話の



中身は明快かつ濃厚で、他の戦後補償裁判のなかでの西松安野和解の意義を理解できた。1999年の裁判所による和解勧告を受け、一年以上かかって鹿島建設とのあいだに成立した花

岡和解。しかし鹿島建設が認めたのはあくまで道義的責任についてであり、自社の「法的責任はない」とわざわざHP上にコメントを載せたことがさらなる物議を醸したという。他方、最高裁判決の「付言」

を生かして当事者間で和解に持ち込んだ西松建設とのケースでは「歴史的責任」という語が用いられ、以後この言葉が定着してゆく。そして花岡・西松和解の延長上に、和解金額の上でも、使途が明確に定められた点でも、両者をはるかに越えた内容の和解を実現させた三菱マテリアル和解。前の和解内容の不足や問題点を補うかたちで和解が成立したことがよく分かる。

印象的だったのは、和解事業を行うことで和解の内実が深まってゆくことは後からの振り返りのなかで実感したのであって、最初からそれが分かっていたわけではなかったというコメントである。川原さんによる和解事業の報告のなかで、和解をとおして被害者や遺族が気持ちに区切りをつけることができたり、支援者との関係が変わっていったというお話は、具体的な証言を用いながらそ



のことを指摘するものでもあった。和解という落としどころに持ち込んだ時点で終わりなのではなく、和解事業のなかで相互理解を深めることが歴史問題の解決に不可欠となる。「裁判の勝ち負けでは得られ



ないものが和解にはある」。何と力強い言葉。この確信をもたらした10年間の積み重ねの豊かさを思う。

和解事業の一環である調査を通じて安野の被害者だったこ

とが分かった人の遺族が参加されていたことから、和解の意義を確認することができた。許立成さんの父親、許洪奎さんは日本で足を痛めたことが原因で帰国後に足を切断したのち、1976年に56歳で亡くなったという。すでに当時の労働者はほぼ全員亡くなっていること、そうした時間が流れていることを改めて実感する。今回来日したもうお一方である肖翠青さんは、被害者の孫だ。強制連行・労働による



被害は連れて来られ過酷な労働を強いられた本人のものだけでなく、何とか生き延びて帰国し家庭をもったあとも、その家族の生活にさまざまな影響を及ぼしてきたのだ。

「和解」とは時に胡散臭く、いかがわしい言葉だ。私自身が長年関わっているパレスチナ／イスラエルにおいて、イスラエルによる占領が続き入植地の拡大が日々進行しているという文脈のなかでは、私はこの言葉を使うことは出来ない。他の事例として、パレスチナ人が一つの成功モデルと見なすアパルトヘイト撤廃の、その後の南アフリカで設置された「真実和解委員会」による「和解」というものがある。宗教的な理念やシンボルを動員しながら開かれた公聴会は、真実の徹底説明を通じた和解を目指すというよりも、ポスト・アパルトヘイト時代の社会統合に向けた装置であり、「和解」のために真実をあえて公表しないという措置がとられることがあった。

日本の植民地支配・戦争加害に対する戦後補償の文脈でも、「和解」という言葉を安易に出してはいけない場面は確かに存在する。最後の外村大さんの講演も、戦後補償をめぐる世論と運動の変化を俯瞰しながら「和解」という語を広く捉え、「和解よりも、

まずは謝罪と反省を」といった批判に触れたうえで、市民の自発的な活動のなかでの和解の可能性を説くものだった。

和解の課題



他方で今の日本で広がっているのは、ナショナリズムと排外主義に支えられた、謝罪や反省を全否定する姿勢である。韓国人「元徴用工」への損害賠償を命じた大法院判決に対する反応を見ると、戦争責任についてはまだしもとしても、植民地支配の問題は日本社会のさまざまな次元の言説のなかで完全に欠落していることを改めて感じる。こうした状況下で思い出しておくべきことの一つは、安野発電所における強制労働のケースにおいても、交戦相手国の中国人労働者については名簿が残されていたのに対し、植民地支配下だった朝鮮人労働者については手がかりが全くないことである。

にもかかわらず、ではなく、だからこそ、西松安野和解の事例を学び伝えることは重要なのだと思う。和解10周年集会に参加して、私もはっきりと「裁判の勝ち負けでは得られないものが和解にはある」という言葉に同意できる。しかしその和解は、加害者側の和解受け入れだけでなく、被害者側の受け入れと寛容があつてはじめて可能になる以上、相手に「和解」を迫ることはできない。植民地支配責任を自覚することもできない社会が、そのまま「和解」という言葉に飛びつくことがあつてはならない。

西松安野和解の事例を学ぶことは、和解がいかに稀有であり困難であり、私たち自身を鍛え直すことを通してこそ近づけるものだと自覚することでもあろう。